

令和7年度大分県情報セキュリティポリシー等作成支援業務委託仕様書

1. 業務の概要

1.1 業務名

令和7年度大分県情報セキュリティポリシー等作成支援業務（以下「本業務」という。）

1.2 目的

令和6年6月の地方自治法改正により、地方公共団体にサイバーセキュリティ確保のための方針の策定及び公表が義務付けられた。また、昨今ではサイバー攻撃が増加の一途をたどっており、医療機関や水道など、住民の生活と深く関係する分野においても攻撃を受けている。こうした状況下において、水道や病院などの重要インフラにおけるサイバーセキュリティを確保することは重要な取り組みである。

そこで、本業務では、市町村における水道事業及び病院事業について、国の指針を踏まえたセキュリティポリシーの作成を支援するとともに、内部監査の実施に向けた支援を行い、サイバーセキュリティの底上げを図ることを目的とする。

1.3 契約期間

本業務に係る契約期間は、契約締結日から令和7年11月28日までとする。

1.4 業務内容

主な業務内容は以下の（1）～（4）のとおり。

（1）全体スケジュール作成

本業務における全体スケジュールは、以下のとおりである。事業の実施においては、このスケジュールを参考に具体化するとともに、本県の承認を得て、計画的に進めること。

7～8月 市町村に対するヒアリングの実施

9下旬 各種ひな形（案）の提出

11月中旬 各種ひな形（最終版）の提出

（2）市町村に対するヒアリングの実施

① 水道事業3団体、病院事業1団体に対して、ネットワーク構成やシステム構成等についてヒアリング、アンケート調査等を行い、実態を把握すること。なお、ヒアリングやアンケート調査を実施するにあたり、資料の準備が必要な場合は、事前に提示を行うこと。

② ネットワーク構成やシステム構成等のパターンに応じて、対応が必要となるリスクを洗い出し、報告すること。

（3）セキュリティポリシーのひな形作成支援

- ① (2)で洗い出したリスクを踏まえ、市町村が「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」を策定するためのひな形(案)を水道事業及び病院事業についてそれぞれ作成し、提出すること。
- ② ひな形(案)の作成は、国が公表している以下のガイドラインの最新のを基に作成すること。
(水道事業) 水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン(国土交通省)
(病院事業) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(厚生労働省)
- ③ ①で提出されたひな形に関して、その内容について県が市町村に意見を求める。受託者は、出された意見を参考に、必要に応じてひな形を追記・修正すること。なお、追記・修正を行ったひな形を最終稿として提出すること。

(4) セキュリティ内部監査の実施支援

- ① セキュリティポリシーに基づいた内部監査実施手順書を、水道事業及び病院事業共通でひな形を作成し、提出すること。
- ② セキュリティポリシーに基づいた内部監査チェックリストのひな形を水道事業及び病院事業でそれぞれ作成し、提出すること。
- ③ ①及び②で提出されたひな形に関して、その内容について県が市町村と意見交換を行う。受託者は、意見交換で出された意見を参考に、必要に応じてひな形を追記・修正すること。なお、追記・修正を行ったひな形を最終稿として提出すること。

1.5 成果物

本業務の成果物は以下のとおり納品すること。

(1) 成果物及び納入期限

No	成果物	部数	納入期限
1	全体スケジュール	1部	契約後14日以内
2	市町村実態調査報告書	1式	令和7年9月30日
3	情報セキュリティ基本方針ひな形	水道事業1部 病院事業1部	令和7年11月14日
4	情報セキュリティ対策基準ひな形	水道事業1部 病院事業1部	
5	内部監査実施手順書ひな形	水道事業・病院事業 共通1部	
6	内部監査チェックリストひな形	水道事業1部 病院事業1部	

(2) 納品に係る留意事項

- ① 納入要件
各成果物は、日本語表記のものとし、PDFで提出すること。なお、1.4(3)及び(4)

の情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準、内部監査実施手順書及び内部監査チェックリストについては、Microsoft Office で加工できるファイルで提出すること。

② 納入場所

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎本館2階 デジタル政策課

2. その他

2.1 機密保護・個人情報保護

- (1) 受託者は、成果物の内容や本業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。また、本業務の過程で得られた記録等を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) 本業務の遂行のために県及び市町村が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了時には、削除または返却すること。
- (3) 本業務に係る情報漏洩等のインシデントが発生した際には、速やかに県へ報告し、被害拡大防止・原因調査等を行うこと。

2.2 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するにおいて、地方自治法その他関係する法令を遵守しなければならない。委託期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

2.3 その他

- (1) 受託者は、事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、本委託事業の実施に支障を来すことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県と協議の上決定する。